

発議第3号

非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

非核三原則の堅持を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和8年9月3日提出

提 出 者

備前市議会議員

森 本 洋 子

賛 成 者

備前市議会議員

尾 川 直 行

西 上 徳 一

山 本 成

奥 道 光 人

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和42年に佐藤榮作内閣総理大臣が表明し、昭和46年には衆議院でその遵守を求める決議が可決されて以来、我が国の国是として歴代内閣が堅持してきました。

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界と恒久平和の実現を目指し、国際社会において核兵器廃絶に向けた取組を続けてきました。近年の緊迫する国際情勢や安全保障への関心が高まる中、核兵器の脅威を経験した我が国が、改めて非核三原則を堅持することは、世界の平和と安全のためにも重要です。

備前市は、平成20年（2008年）に「非核平和都市」を宣言し、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝える取組を続けています。

被爆者の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という願いを受け継ぎ、非核三原則を堅持し、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて努力することは、唯一の被爆国である日本の重要な責務であり、「非核平和都市」を宣言した備前市の理念にも通じるものです。

よって、国会及び政府におかれては、被爆地の思いと国民の平和への願いを真摯に受け止め、非核三原則を堅持するとともに、核兵器のない世界の実現に向け、より一層努力されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月 日

岡山県備前市議会